

○農產物規格規程

農産物検査法（昭和二十六年法律第二百四十四号）第六条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（昭和二十六年四月十九日農林省告示第百三十三号）の全部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成十三年四月一日と定め、公示する。

農產物見客見呈

第一回

(-)
水稻種類 もみ

(二) み
イ 銘 柄
水 稲 うるちもみ

产地品

二
玄
米
類

二) 水稻うる
銘丙

(二)
イ 錆
水 稲 柄

產地品

道府県

福井県

卷之三

山梨県

長野県

九
四
見

岐阜県

1

卷之三

静岡県

1

愛知縣

104

三重縣

平成十三年二月二十八日
農林水産省告示第二百四十四号